

○総務省告示第 号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の八の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条
件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

放送	放送
<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末</p> <p>【第1～第6 略】</p> <p>第7 無線設備規則第49条の20第1号から第3号までに規定する小電力データ通信システムの無線局の無線設備又は同規則第49条の20の2に規定する5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等</p> <p>1 識別符号の符号長</p> <p>識別符号の符号長は、48ビット以上であること。ただし、5.150MHzを超え5.350MHz以下又は5.470MHzを超え5.730MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、19ビット以上であること。</p> <p>2 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定</p> <p>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の方法によるものであること。ただし、5.150MHzを超え5.350MHz以下又は5.470MHzを超え5.730MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、<u>判定後8ミリ秒以内に、当該判定を行った無線設備を使用する無線局又はこれを通信の相手方とする無線局が送信を開始する場合は、当該判定を省略することができる。</u></p> <p>【(1)・(2) 略】</p> <p>(3) 5.150MHzを超え5.350MHz以下又は5.470MHzを超え5.730MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、通信の相手方以外の無線局の無線設備から発射された電波を受信し、受信空中線の最大利得方向における電界強度が毎メートル100 ミリボルトを超える場合に当該無線設備が発射する周波数の電波と同一の周波数の電波の発射を行わないものであること。</p>	<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末</p> <p>【第1～第6 同左】</p> <p>第7 無線設備規則第49条の20第1号から第5号までに規定する小電力データ通信システムの無線局の無線設備又は同規則第49条の20の2に規定する5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等</p> <p>1 識別符号の符号長</p> <p>識別符号の符号長は、48ビット以上であること。ただし、5.150MHzを超え5.350MHz以下又は5.470MHzを超え5.725MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、19ビット以上であること。</p> <p>2 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定</p> <p>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の方法によるものであること。ただし、5.150MHzを超え5.350MHz以下又は5.470MHzを超え5.725MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、<u>他の無線設備から送受信を制御されている場合及び送信を行った無線設備が当該判定後4ミリ秒以内に送信を再開する場合は、当該判定を省略することができる。</u></p> <p>【(1)・(2) 同左】</p> <p>(3) 5.150MHzを超え5.350MHz以下又は5.470MHzを超え5.725MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、通信の相手方以外の無線局の無線設備から発射された電波を受信し、受信空中線の最大利得方向における電界強度が毎メートル100 ミリボルトを超える場合に当該無線設備が発射する周波数の電波と同一の周波数の電波の発射を行わないものであること。</p>
備考 表中の「」の記載は省略する。	